

住居表示を実施する区域及び住居表示の方法について

町分18地割地内における市民生活の利便性を向上させるために住居表示整備を行うもの。

1 経緯

①令和2年9月から大規模な宅地分譲を目的とした造成が行われ、約190区画が新規に分譲予定。

- ・第1・第2工区 令和3年8月末 完了済
- ・第3工区 令和5年3月末 完了予定

②宅地開発の際に住居表示を行っていない地域では、地番による表示となっており目的地の住所にたどりつかない等の不具合が発生している。

改善策

宅地分譲が進み、住居表示に係る影響を受ける住民が少ないうちに実施する。

2 実施の効果

- ・住所が順序よくなり、目的地の住所がつけやすくなる。
- ・郵便物が正確に届くようになる。
- ・緊急車両がより早く現場に到着できる。

上記効果により当該地域住民の市民生活の利便性を向上させるものと考え、住居表示整備を進めるもの。

※既存の住民には住所変更の手続きが発生する。

3 事業経過

- | | | |
|------|-----|--|
| 令和3年 | 7月 | 住民説明会 |
| | 9月 | 地域より回答（18地割全体としては実施を希望しない旨） |
| | 10月 | 内部方針協議（実施エリアを絞ることとした） |
| | 10月 | 黒沢尻8区自治会長様 概要説明 |
| | 11月 | 黒沢尻8区町内会概要説明（8区自治会長様より） |
| | 12月 | 山田広表線北側の各世帯に個別訪問説明 |
| 令和4年 | 1月 | 審議会①（区域、方法、町割及び町名の協議）
…山田広表線南側を含めるか検討することとした。 |
| | 2月 | 山田広表線南側対象に住居説明会 |
| | 3月 | 地域より回答（南側の区域は除く方向で検討願う旨） |
| | 3月 | 審議会②（区域、方法の諮問）…原案のとおり承認 |

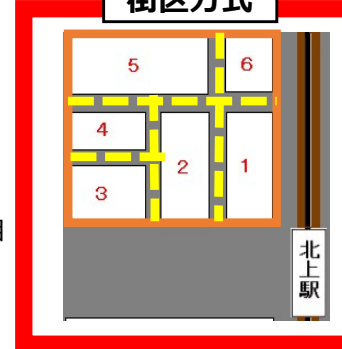
4 実施計画

【区域】面積：約9ha 世帯数：約210世帯（※想定世帯数）
（凡例）… 町分18地割全体 — 住居表示整備区域



【方法】

街区方式



【町名】

以下の例を基に地域から採用したい名称を挙げていただくものとする。地域の意見を踏まえ、市で町名（案）を決定し、7月の審議会にて諮問することとする。※公募は行わない。

区分	町名（例）	備考
隣接地名を採用する場合	・鍛冶町四丁目 ・大通り五丁目	
歴史的な名称を採用する場合	・山田町（やまだちょう・やまだまち）	当該地域の昔の名称。 ※他の同地名との調整が必要
その他	新町名	

5 実施スケジュール

- | | | |
|------|-----|--|
| 令和4年 | 5月 | 議会全員協議会、庁議 |
| | 6月 | 議案提出（住居表示を実施する区域及び方法について）
【住居表示法第3条第1項】 |
| | 7月 | 審議会③（町名、町割の諮問）、現地聞き取り調査（7～9月） |
| | 8月 | 告示（名称の変更について）、庁議
【住居表示法第5条の2】※30日間縦覧 |
| | 9月 | 議案提出（名称の変更について）、住民説明会
【地方自治法第260条第1項】 |
| | 12月 | 告示（街区の区域及びその符号の変更について）
【住居表示法第3条第3項】 |

令和5年 2月 住居表示実施